

公益社団法人東京都看護協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人東京都看護協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、保健師、助産師、看護師及び准看護師が看護に関する教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、もって人々の健康な生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、東京都内において次の事業を行う。

- (1) 看護職の資質の向上に関する事業
- (2) 看護業務の開発・改善及び情報の提供に関する事業
- (3) 看護職の人材確保と定着推進に関する事業
- (4) 在宅ケアの推進と支援に関する事業
- (5) 地域住民の保健福祉に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 この法人の会員は、正会員、名誉会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、東京都内に居住又は勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許を有する者で、この法人の目的に賛同し入会した者とする。ただし、正会員である者が、東京都外で居住かつ勤務することとなった場合においても、この法人へ引き続き入会を希望するときは、継続として正会員とすることができる。

3 名誉会員は、正会員及び正会員であった者で、看護業務において顕著な功績があった者、又はこの法人に功労があった者で、本人の承諾を得て理事会が推薦し、総会で承認された者とする。

4 賛助会員は、この法人の事業の趣旨に賛同し援助する個人又は法人もしくは法人格のない団体とする。

(会員の権利)

第6条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員たる正会員と同様にこの法人に対し行使することができる。

- (1) 定款の閲覧等の権利（法人法第14条第2項）
- (2) 社員名簿の閲覧等の権利（法人法第32条第2項）
- (3) 社員総会の議事録の閲覧等の権利（法人法第57条第4項）
- (4) 社員の代理権証明書等の閲覧等の権利（法人法第50条第6項）
- (5) 議決権行使書面の閲覧等の権利（法人法第51条第4項及び52条第5項）
- (6) 計算書類等の閲覧等の権利（法人法第129条第3項）
- (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等の権利（法人法第229条第2項）
- (8) 合併契約等の閲覧等の権利（法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項）

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、運営細則に定める手続きにより入会の申し込みをしなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 名誉会員は、名誉会員とする総会決議のあった翌年度から会費を納入することを要しない。
- 3 賛助会員は、賛助会員規程に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。ただし、賛助会員が退会する場合については、賛助会員規程に定める。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合は、社員総会においてすべての代議員の3分の2以上の決議により、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な理由があるとき
- 2 前項の規定により除名が決議されたときは、会長は、その会員に対し、除名した旨を通知するものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、賛助会員を除名する場合については、賛助会員規程に定める。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 看護職の資格を喪失したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) すべての代議員が同意したとき。
- (5) その他会員資格に該当しなくなったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条から前条までの規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 代議員及び予備代議員

(代議員の員数その他)

第13条 この法人の社員は、概ね正会員200人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする。端数の取扱いについては理事会で定める。

2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において別に定める。

3 代議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は代議員を選出することはできない。

(代議員の任期)

第14条 前条第2項の代議員選挙は1年に1度実施することとし、代議員の任期は選任の翌年度の4月1日から1年間とする。

2 前項の規定に関わらず、任期満了時において代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。

3 代議員の任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、代議員は引続きその職務を行わなければならない。

(予備代議員)

第15条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて予備代議員を選挙することができる。

2 予備代議員から代議員に就任した者の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

3 第1項の予備代議員の選出に係る選挙結果が効力を有する期間は、当該選挙後最初に実施される第13条第2項の代議員選挙終了の時までとする。

4 予備代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が予備代議員である旨

(2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の代議員の予備代議員として選出するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員(2名以上の代議員の補欠として選出した場合にあつては、当該2名以上の代議員)につき2名以上の予備代議員を選出するときは、当該予備代議員相互間の優先順位

5 第13条(ただし、第1項を除く)、第16条及び第17条の規定は、予備代議員について、準用する。

(代議員の資格の喪失)

第16条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。
2 前項のほか、代議員は第9条から第11条に掲げる事由により会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。

(代議員の報酬等)

第17条 代議員は無報酬とする。
2 代議員には、費用を弁償することができる。
3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第5章 総会

(構成及び議決権)

第18条 総会は、すべての代議員をもって構成する。
2 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。
3 総会には代議員以外の会員も参加することができるものとする。
4 総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第19条 総会は、次に掲げる事項を決議する。
(1) 定款の変更に関する事項
(2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
(3) 理事及び監事の報酬等の額
(4) 会員の除名
(5) この法人の解散及び残余財産の処分及び公益目的取得財産残額の贈与に関する事項
(6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
(7) 理事会において総会に付議した事項
(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(通常総会及び臨時総会)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
2 通常総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
3 前項のほか、総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
(2) 議決権の5分の1以上を有する代議員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(召集)

第21条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
2 会長は、前条第3項の規定による請求があったときは、遅滞なく、その日から6週間以内の日を開催日として臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、会長は、総会の日時、場所、目的である事項（以下「総会の日時等」という。）を開催2週間前までに、代議員に通知しなければならない。
4 この法人は、会員に対しても、総会の日時等を通知する。

(議長)

第22条 総会に議長団を置く。

- 2 議長団は3名以上とし、総会において、その都度出席代議員の中から選任する。
- 3 議長は、議長団がこれを定める。

(定足数)

第23条 総会は、すべての代議員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第24条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は代議員として決議に加わることはできない。ただし、出席数からは除かない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、全ての代議員の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 監事の解任
 - (3) 会員の除名
 - (4) この法人の解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(委任)

第25条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、予備代議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、表決を委任した者は出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、総会の日から10年間、主たる事業所に備え置かなければならない。

- 2 議事録には議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印（電子署名を含む。以下、同じ）をしなければならない。

第6章 役員等

(役員及び会計監査人の設置)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事、4名以内を常務理事、1名を財政担当理事、3名を職能理事、6名を地区理事、1名を准看護師理事とする。ただし、職能理事には、保健師、助産師、看護師から各1名を含むものとする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事（以下「業務執行理事」という。）とする。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員等の選任)

第28条 理事及び監事並びに会計監査人は、各候補者ごとに総会の決議によって選任する。

- 2 理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及びその他第27条2項に定める理事を選定及び解職する。
- 3 前項において、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者及び副会長候補者から会長及び副会長を選定する方法によることができる。
- 4 第2項の場合において、専務理事及び常務理事は会長が推薦し、理事会で選定することができる。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(役員の欠格事由)

第29条 次に掲げる者はこの法人の役員となることができない。

- (1) 法人法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第6条第1号に該当する者
- (4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(役員資格喪失)

第30条 前条に該当するに至った者は、該当時点でこの法人の役員資格を喪失する。

(役員親族等割合の制限)

第31条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。

- 2 他の同一の団体（公益法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第11号の委任を受けて公益法人に準ずるものとして政令で定められるものを除く。）の理事又は使用人（以下「職員」という。）である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして認定法施行令第5条で定められる者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。
- 3 この法人の監事及び会計監査人には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を分担執行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 6 副会長、専務理事、常務理事の権限は、理事会が定める職務権限規程による。
- 7 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第34条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員等の任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事は、同一職に引き続き就任するときは、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
- 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、監事は、同一職に引き続き就任するときは、選任後8年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
- 5 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 6 第27条第1項で定めた役員の数に欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 7 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、その通常総会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

(解任)

第36条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって、解任することができる。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に召集される総会に報告するものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第37条 役員に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。
- 4 会計監査人の報酬等は、会長が理事会の決議を経、かつ監事の過半数の同意を得て定める。

(役員等の責任及び免除)

第38条 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該理事、監事又は会計監査人が善意で重大な過失がない場合には、この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事、監事又は会計監査人（理事、監事又は会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この法人は、外部役員との間で、法人法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第39条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第40条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及びその他第27条2項に定める理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な職員の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設定、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
 - (6) 第38条第2項に規定する責任の免除

(招集等)

第41条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

2 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

(定足数)

第43条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第44条 理事会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。議長は、理事として決議に加わることはできないが出席数からは除かない。可否同数のときは議長が決する。

2 この法人が保有する株式（出資）について、その株式の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

3 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることができない。

(決議の省略)

第45条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

第8章 事務局

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第9章 支部等

(支部)

第48条 この法人は、第3条に規定する目的を達成するため、支部を設置する。

2 支部の組織その他必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

(事業所)

第49条 第4条各号に定める事業を実施するため、理事会の決議を経て、事業所を設置することができる。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の原則等)

第51条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の会計の慣行に従うものとする。

(資産の管理)

第52条 この法人の財産は、会長が管理・運用する。

(事業計画及び予算)

第53条 この法人の事業計画書、予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「予算書等」という。）については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 予算書等については、通常総会に報告するものとする。

3 予算書等については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第54条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ会計監査人の監査（会計監査人については第1号及び第2号を除く。）を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会において報告しなければならない。ただし、法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第3号、第4号、第6号の書類については、総会への報告に代えて、総会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書

(6) 財産目録

(7) 資金調達及び設備投資の実績を記載した書類

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款を主たる事務所及び従たる事務所に、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 第1項各号（第7号を除く）及び前項各号の書類並びに代議員名簿は、当該事業年度経過後、3か月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 貸借対照表は、通常総会終結後遅滞なく、公告するものとする。

（公益目的取得財産残額の算定）

第55条 会長は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第5号に定める書類に記載する。

（株式等に係る議決権）

第56条 本会は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第11章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

- 第57条 この定款は、総会において、すべての代議員の3分の2以上の決議により変更することができる。
- 2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
 - 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（合併等）

- 第58条 この法人は、総会においてすべての代議員の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併又は事業の全部譲渡を行うことができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、前条第2項又は第3項に準じる。

（解散）

第59条 この法人は、総会における全ての代議員の3分の2以上の決議、その他法令で定められた事由により、解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第60条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、総会の決議により、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第61条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第12章 公告

(公告方法)

第62条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第13章 雑則

(委任)

第63条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を行った日から施行する。
- 2 整備法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第50条の定めにかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。なお、この場合において、第53条第1項の定めにかかわらず、後段の事業年度の予算等については、認定法第21条第1項かっこ書きの定めを適用する。
- 3 この法人の設立登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。
- 4 この法人の最初の会長は、嶋森好子とする。
- 5 この法人の最初の会計監査人はあずさ監査法人とする。
- 6 移行登記日における代議員については、移行後に就任するとの停止条件付で選任された別紙の代議員が就任するものとする。

附 則

- 1 この定款は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成28年6月22日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成29年6月22日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成30年6月21日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、令和3年6月24日から施行する。